

陳情第76号	受理年月日	令和7年12月3日		
付託委員会	保健福祉子ども委員会			
件名	厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMDAへの副反応報告収集の強化を確認するための陳情について			
要旨				
<p>これまで、新型コロナワクチン接種は任意であり、接種を受ける、受けないは個人の判断とされてきた。しかし、このワクチン接種後に体調不良を訴える方が増え続けている。また、予防接種健康被害救済制度に基づく申請を行おうとしても、資料がそろわない、診療や書類作成を断られる、記入が難しいなどの理由から、申請を行うことすら難しいケースが多くあると聞いている。</p> <p>このたび、厚労省が令和6年8月8日付で「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取り扱いについて」を一部改正し、新型コロナワクチン接種者に関する健康被害の報告が強化されることとなった。この事実を速やかに住民に情報提供し、救済が必要な人々が申請等を広く利用できるようにするため、以下の措置を陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナワクチンの接種記録を、5年を超えて保存するよう市の方針として明言すること。新型コロナワクチンは特例接種であり、10年後、20年後に接種者にどのような影響が出るのか、いまだ全容が明らかになっていない。将来的に症状が出た場合のことを考慮すると、30年程度の保存期間が必要ではないかと思われる。 2 新型コロナワクチン接種後の体調不良や予防接種健康被害救済制度を北九州市の公式サイト及び市政だよりに分かりやすく掲載し、新たな事実が分かればその内容を更新し、市民に周知すること。 3 救済を必要とする市民からの相談が進むよう、予防接種健康被害救済制度の相談窓口の充実を検討すること。具体的には、名古屋市のような症例集の作成や申請費用の補助のほか、行政職員による申請手続きの代行などを盛り込むこと。 4 現在の予防接種健康被害救済制度は、申請に至るまでの手続が非常に困難である。少しでも利用する人の負担が軽減されるよう、奈良県 				

(続く)

のように受診証明書等必要書類の記載マニュアルを北九州市の公式サイトに掲載することを検討すること。

5 市内医療機関及び医師会に対し、厚労省からの通達内容を周知徹底するとともに、新型コロナワクチン接種後の体調不良者の診療を拒むことがないよう、行政から医療機関への適切な指導を行うこと。また、医師会から各医療機関への通達を確実に行うこと。